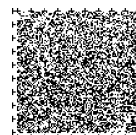


VI

「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

第6章 体系図

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
【地域コミュニティ】
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
【市民活動】
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
【人権】
4. 男女がともに参画できるまちにします
【男女平等参画推進】
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
【平和】
6. 国際化推進のまちにします
【国際化】
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、
自らの意見を市政に反映することができるまちにします
【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】
8. 適正な行政運営の確立に努めます
【行政運営】
9. 健全な財政運営を進めます
【財政運営】
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
【資産管理】
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます
【市民サービス】



【地域コミュニティ】

1 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします

●現状と課題

コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

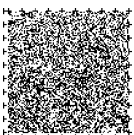
市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

●基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。



●施策

まちづくりに対する市民の関心を高めます

まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。

地域のまちづくり活動の環境を整備します

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。

市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います

市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。

地域コミュニティ活動への支援を行います

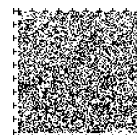
地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

コミュニティの活動拠点を確保します

各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。



地域のまちづくり活動



【市民活動】

2 ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします

●現状と課題

市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

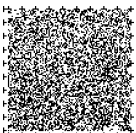
自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

●基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。



●施策

市民公益活動に対する市民の関心を高めます

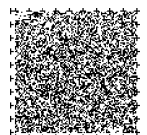
多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。



佐倉市市民公益活動サポートセンター



【人権】

3 お互いの人権を尊重しあうまちにします

●現状と課題

推進体制づくり

人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。

市民の人権意識の高揚

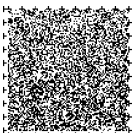
偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。

基本的人権の正しい知識

市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

●基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。



●施策

人権施策に関する推進体制の充実を図ります

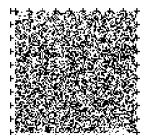
市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。

人権問題について考える機会を提供します

多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します

基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。



【男女平等参画推進】

4 男女がともに参画できるまちにします

●現状と課題

男女平等意識の定着

家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。

あらゆる場における男女平等参画の実現

政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。

男女平等参画推進センターの機能の充実

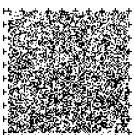
男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります。

DV 対策の推進

DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

DV (domestic violence)

ドメスティック・バイオレンス。家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある、またはあった者からの暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。



●基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。

また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

●施策

男女平等についての意識の啓発を図ります

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。

男女が対等な立場で参画できる環境を整備します

男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします

男女平等参画推進センターの機能を充実します

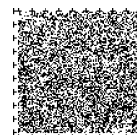
市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります。

DV 対策を推進します

DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。



佐倉市男女平等参画
推進センター ミウズ



【平和】

5 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします

●現状と課題

「平和条例」に基づいた事業を継続実施

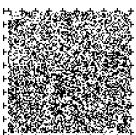
戦争の悲惨さに学び、平和と非核に向けた取り組みを進める必要がありますが、身近な問題と認識していない市民も多いのが現状です。本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していくことで、人権にもつながる市民の平和意識醸成に取り組むことが大切となります。

核兵器なき世界の実現

「核兵器なき世界」を目指した核軍縮の機運が盛り上がりつつあり、被爆国日本にとって核兵器廃絶に向けた好機となっていますが、具体的な行動計画が承認されるまでには至っていない状況です。そのため、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動するよう促すことが大切です。

●基本方針

本市の特色の一つである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していきます。また、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動することができるように啓発事業の実施に努めます。



●施策

市民に恒久平和実現の大切さを啓発します

「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業として、平和使節団の被爆地への派遣、平和祈念講話と映画会、平和式典の開催、署名運動への協力など、平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。



佐倉平和使節団の被爆地派遣

恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します

「平和都市宣言」に基づく核兵器廃絶をめざして、平和市長会議への加盟など、世界の都市と連携し恒久平和に向けて取り組みます。

平和都市宣言

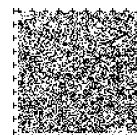
～非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして～

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共運の願いです。

佐倉市民は、悲慘な紛争や戦争のない世界を強く願い、軍縮の推進はもとより、特に、人類および地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめざして、最大の努力をしなければなりません。

戦後 50 年目の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するために「平和都市」を宣言します。

平成 7 年 8 月 15 日 宣言 佐倉市



【国際化】

6 国際化推進のまちにします

●現状と課題

多文化共生の地域づくり

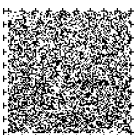
国際化の進展に対処し、多文化に寛容な市民生活を営むことのできる共生社会を実現するためには、まず相互理解のための情報共有の確保が課題です。その課題の解決に向けて、国際相互理解教育を中心に偏見や差別の払拭に向けた努力を、弛まず時間をかけ継続して取り組んでいく必要があります。

また、外国人市民の増加により、医療や教育、防災など生活に密着した問題が顕著化しているなか、外国人市民への行政サービスなどの的確な提供が求められています。

市民との連携による国際化

地域の国際化には、行政だけでなく各種の主体が連携して取り組む必要がありますが、現状は一部市民の理解に頼っている状況です。主役は市民であることから、市民や市民ボランティア団体などを育成、活性化させるための努力・支援を積極的に行うことが求められています。

また、昭和62年に佐倉日蘭協会が設立され、オランダとの交流を深め、多文化理解を促進するための各種事業を展開してきました。より多くの市民に関心と理解を深めていただくため、継続して諸外国との交流事業などを実施する必要があります。



●基本方針

諸外国の文化・政治・経済などに関する有識者の講演などとともに、地域で起こる実際の課題も踏まえ、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。

市民や市民ボランティア団体などを育成しながら、活動の活性化や組織を発展させていくための支援に努めます。

●施策

多文化共生の地域づくりを推進します

市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

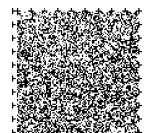
外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。

国際理解促進のための事業を支援します

佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会などが行う関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や、異文化理解を推進します。



国際交流



【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】

7 誰もが必要な情報を得ることができ、

自らの意見を市政に反映することができるまちにします

●現状と課題

情報発信の拡大

人口の減少や高齢化の流れにあって、持続可能な自治体運営を図るためには、まちの魅力を市内外に広くアピールし、「住みたくなる」（＝転入意向）まちづくりを進める必要があります。

引き続き既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を行っていく必要があります。

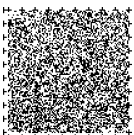
市政情報の提供

市民の市政への参加を推進し、市民主体の公正で開かれた市政を実現していくため、市民が必要とする情報について、個人情報保護に配慮しながら、適時、適切に分かりやすい形で積極的に提供していく必要があります。

統計情報の正確性の確保

市政情報の基礎データとして、各種統計調査の果たす役割は非常に大きいと言えます。しかし、プライバシー意識の高まりや生活様式の多様化などにより、統計調査を取り巻く環境が変化しています。

統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深めてもらうことが必要です。



市民意見の市政への反映

市民の市政への参加を推進し、意見を聞くという方法については確立されはじめていますが、その意見がどのように反映されているのかということをも市民にわかりやすい形で情報提供していく必要があります。

●基本方針

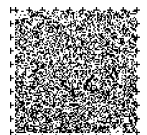
広報媒体の活用と連携により、市内外に向けた情報発信の推進と、市民生活における利便性の向上を図ります。

市政の公正性と透明性を高め、市民との信頼関係の確保を図るとともに、市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報の積極的な提供に努めます。

また、市民主体の公正で開かれた市政を推進するため、「佐倉市情報公開条例」の適切な運用を図るとともに、市が保有する個人情報の適正な取扱い並びに個人の権利利益の保護を規定した「佐倉市個人情報保護条例」の適切な運用を図ります。

統計は、本市の現状を示し、将来の方向性を見極める基礎として重要な役割を果たしています。統計を多くの人に理解してもらうことにより、正確な統計調査と統計資料の活用を図っていきます。

市政に関する様々な情報を市民と共有することで、たくさんの方から市政に対する意見が寄せられます。これら市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように市政に反映され、結果がどうなったかということをも市民に分かりやすい形で情報提供するため、広聴機能の強化を図ります。



●施策

情報発信の拡大に努めます

既存の各媒体はもとより、インターネットを中心とする新たな情報発信の手法も活用し、市内外に向けた積極的かつ付加価値（役に立つ、面白い）のある情報発信を推進します。

市政情報の提供に努めます

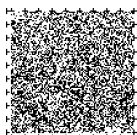
行政資料や市政情報の積極的な提供及び佐倉市情報公開条例の適切な運用を図ります。併せて、佐倉市個人情報保護条例の適切な運用を図ります。

統計情報の正確性の確保に努めます

統計調査の円滑な実施と正確性を確保するため、市民の統計に対する理解を深める取り組みを推進します。

市民意見の市政への反映に努めます

市民から寄せられる意見を一元化するとともに、どのように反映されて、結果がどうなったのかについて市民の立場から分かりやすくなるように、広聴機能の強化を図ります。



【行政運営】

8 適正な行政運営の確立に努めます

●現状と課題

適正な人事管理

事務事業の統廃合・見直しを行い、効率化を図ることにより職員定数の適正化を進める必要があります。併せて、多様な任用形態について研究していく必要があります。

職員の資質向上

多様化、高度化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の能力を向上していく必要があります。

組織体制の充実

成果と効率性を重視した行政運営を展開しつつ、自立した都市として各種の課題に的確に対応していくためには、柔軟性や専門性の高い組織体制を整備していく必要があります。

広域的な対応

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い環境問題や交通問題、ごみ処理の問題など行政区域を越えた市民ニーズが高まっており、これらの広域的な行政課題への対応が求められています。

スケールメリット

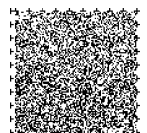
スケールメリットを活かせる事務や施設整備については、効率的な行政運営を行うために市町村間での共同事務を検討する必要があります。また、コストや成果の測定により、一部事務組合の事業の透明性を高めることが求められています。

スケールメリット

同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。規模のメリット。

一部事務組合

地方自治法に基づき、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。



●基本方針

健全な行財政運営と市民サービスの維持向上のため、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

また、「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成の基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化に取り組んでいますが、今後もこの取り組みを充実させていきます。

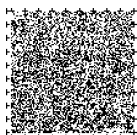
柔軟で効率的な組織・機構を整備し、時代の要請や直面する行政課題に総合的・横断的に対応できる組織体制の整備に努めます。



市役所職員研修



佐倉市役所本庁舎



●施策

適正な定員管理に努めます

効率的で有効性の高い人事管理に努めます。

職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます

人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化への取り組みをさらに充実させていきます。

円滑な事務執行のための組織づくりに努めます

新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するため、柔軟で効率的な組織、機構の整備に努めます。

市庁舎内で障がいを持つ人の職業訓練を実施します

市庁舎内に職業訓練の場を作り、障がいを持つ人が職業訓練を実施し、就労につながるよう支援します。

広域的な行政を推進します

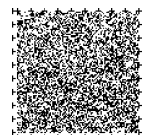
スケールメリットを活かせる事務や施設整備について、関係市町村の自主性を重んじつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、共同処理による事務の合理化などをさらに推進していきます。



業務中のチャレンジドオフィスさくら

チャレンジドオフィスさくら

就労機会が少ない知的障がいを持つ人に、市役所庁内で就労の場を提供し、一般企業への就職を支援。オフィスでは、日々の業務を行うことにより、定刻に出勤すること、昼休みを決み勤務に戻ること、業務指示に従うことなど社会人としての行動を身につけ、言葉遣いや身だしなみなどのマナーを習得し、就職に当たっての訓練を実施。



【財政運営】

9 健全な財政運営を進めます

●現状と課題

経常的経費の削減

義務的経費のうち、人件費及び公債費は計画的に削減してきましたが、扶助費がそれ以上に増加しているため、経常的経費が毎年増加し、財政状況を圧迫しています。

歳入の確保

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を進めていくためには、税収の確保に努めることが重要であるとともに、歳入の根幹となる市税が、景気の影響で減少傾向にあるため、新たな財源確保が必要となります。

●基本方針

歳入規模に見合った歳出構造となる予算編成を実施するため、経常的な経費を抑制し、政策的な経費は、基本計画との整合を図ります。

税は、市の財政を支える歳入の根幹となるものです。適正な課税客体の把握に努め、市が扱っている税目を一元管理できるシステム（税の総合システム）を構築することで、効率的な賦課に努めます。さらに、納税の重要性について広く啓発を行うとともに、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。

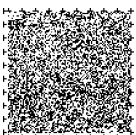
また、依然として続く厳しい社会経済状況を背景に、税収の伸びが期待できない現在の状況においては、新しい財源確保に努める必要があります。

課税客体

課税の対象となる物・所得・行為その他の事実。固定資産税における固定資産など。

賦課

税金などを割り当てて負担させること。



●施策

持続可能な財政運営に努めます

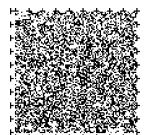
より効率的な財政運営を行います。

税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます

市が扱っている税目を一元管理できるシステムづくりに努めるとともに、納税の重要性について広く啓発活動を行い、納税の利便性の向上を図り、併せて徴収体制を充実させて収納率の向上を目指します。

資産をいかした財源確保に努めます

資産を活用した新しい財源確保などに努めます。



【資産管理】

10 次世代に良質な資産を引き継ぎます

●現状と課題

公共施設保全・利活用方針の策定

急激な社会経済情勢の変化に対応するため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた保全・利活用方針を策定し、持続可能な公共施設の整備を推進していく必要があります。

ファシリティマネジメント (FM)

土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のこと。

公共施設のあり方に対する市民の関心を高めることの必要性

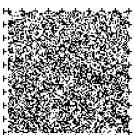
公共施設に要する費用や利用度などについて、客観的な資料として市民に公開し、改めて考え直すなど公共施設のあり方に対する市民の関心を高めていく必要があります。

公共施設の整備に関する公民の連携

これまでの行政による整備・運営だけではなく、行政、民間、市民の連携による持続可能な公共施設整備のあり方を構築し、実行する仕組みを確立していく必要があります。

●基本方針

施設を経営資源ととらえるファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ることにより、良質な資産として次世代に適切に引き継ぎ、次世代の負担を軽減する取り組みを推進します。



●施策

公共施設利活用・保全方針を策定します

公共施設の利用状況等に関する調査を実施し、公共施設の適正な保全や利活用に向けた公共施設評価の評価手法を検討します。また、公共施設評価に基づく、公共施設の利活用や保全に関する方針を策定します。

公共施設に係る情報を提供します

公共施設に係る費用、利用度や施設状況等の情報を市民に公開し、公共施設の課題についての意識や関心の高揚を図ります。

持続可能な公共施設の整備を推進します

施設の点検、診断等を実施し、保全方針に基づく計画的な保全及び施設の長寿命化を図ります。また、施設の耐震化に向けた改修等を進めます。

公共施設における公民の連携を推進します

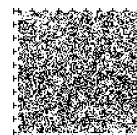
公の施設における指定管理者制度の導入について、新たな導入に向けた調査を進めます。また、施設の改修等において、民間の資金やノウハウを活用するESCO事業等を導入し、公民の連携を進めます。



ESCO事業を導入した
佐倉市立中央公民館

ESCO (energy service company) 事業

省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業、およびその事業者。ESCO事業者は、顧客が省エネにより節減できたランニングコストの一部を報酬として受け取る。省エネ効果がなくコストが増加し、顧客に損失が生じた場合は、ESCO事業者が補償する。ESCO導入コスト(設備改修費用・金利など)も省エネによるコスト削減でカバーする。欧米では民間事業として広く普及している。日本では平成8年(1996)、資源エネルギー庁にESCO検討委員会が設置されて以降、導入・普及が進んでいる。



【市民サービス】

11 市民サービスの利便性の向上に努めます

●現状と課題

窓口の整備

便利で利用しやすい市役所づくりに向け、総合窓口の整備に努めていく必要があります。

業務システムの刷新

住民基本台帳法の改正に伴い、新制度への的確な対応を図るため、関連業務も含めた総合的なシステムの整備を図る必要があります。また、費用対効果の低下している旧式のシステムも多いことから、より一層の行政コストの削減や行政運営の効率化を推進するために、情報システムの全面的な見直しを行い、情報資産の一元化、共有化を進めていく必要があります。

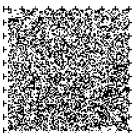
電子自治体の推進

いつでも、どこからでも、行政サービスが利用できる仕組みを構築していく必要があります。

●基本方針

近年の社会経済構造の変化による新たな行政課題に柔軟に対応していくため、技術革新を続ける情報通信技術を活用した施策を推進し、行政事務の効率化と行政コストの削減に取り組みます。

また、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるように、組織体制や情報通信技術を活用した業務の見直しを進めるとともに、市民活動の拠点整備とあわせて、市民サービスの向上を図ります。



●施策

市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます

本庁舎、出張所などの行政の窓口の見直しなどにより、市民活動の拠点整備について、市民サービスの向上に向けた取り組みを行います。

有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります

現行の旧式化したシステムを見直し、新たな総合型住民情報システムを構築します。また、所属ごとに個別に運用している業務システムの統合やシステム運用方法の見直しを行い、利用者の利便性向上や事務処理の効率性向上をめざし、運用コストの削減を図ります。

行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

情報通信技術を活用した電子自治体の構築をめざし、いつでも、どこでも、簡単に行政手続きができるよう情報通信技術を活用した業務の見直しを進め、行政コストの削減と市民サービスの向上を図ります。



開庁時の佐倉市役所 1 階（市民課）

